

日割り対応の具体的な方法(参考)

1 日割り対応における利用料(保育料)算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料(保育料)」を計算します。実際の保護者への返金額は通常の利用料(保育料)から変更後の利用料(保育料)を差し引いた金額になります。

変更後の利用料(保育料)：通常の利用料(保育料) × (開所日数-日割対象日数) ÷ 25(※)

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

<10円未満切り捨て>

● 令和3年8月20日～9月30日(緊急事態宣言終了まで)

登園しなかった場合、事由を問わず日割りの対象となり、日割り対象日数としてカウントします。1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。

例えば、令和3年9月は開所日数が24日であるため、1日欠席した場合は【通常の利用料(保育料) × 23 ÷ 25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料(保育料) × 24 ÷ 25】とはならず、日割り対応の対象外となります。

普段登園していない曜日(例：土曜日など)でも、実際に登園しなかった場合は、利用料(保育料)が減額されます。(登園しなかった理由は問いません。)

● 令和3年8月20日～9月30日(緊急事態宣言終了まで)以外の期間について

今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた開所日数分の利用料(保育料)が発生します(原則日割りしません)。※ただし、休園や個別の登園自粛要請(新型コロナウイルスに罹患など)があった場合については、該当期間の登園しなかった日数分、日割り対象日数としてカウントします。

2 還付時期(予定)

対象月	還付時期
8月分	1月末口座振込予定
9月分	2月末口座振込予定

3 日割り対応の流れ(予定)

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
8月分	通常の利用料(保育料)徴収	登園日数確認		納入通知	還付通知	差額返還予定	
9月分		通常の利用料(保育料)徴収	登園日数確認		納入通知	還付通知	差額返還予定

4 保護者の皆様が行う手続

- 登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。
- 令和3年8・9月分の保育料について、それぞれ12・1月下旬に市から「還付通知書」を送付します。還付通知書に口座の記載がない方は、「口座確認票」の提出が必要となります。

裏面：【認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域枠)】

【認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域枠)】

日割り対応の具体的な方法

1 日割り対応における利用料(保育料)算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料(保育料)」を計算します。実際の保護者への返金額は通常の利用料(保育料)から変更後の利用料(保育料)を差し引いた金額になります。

変更後の利用料(保育料)：通常の利用料(保育料) × (開所日数-日割対象日数) ÷ 25(※)

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

<10円未満切り捨て>

● **令和3年8月20日～9月30日(緊急事態宣言終了まで)**

登園しなかった場合、事由を問わず日割りの対象となり、日割り対象日数としてカウントします。1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。

例えば、令和3年9月は開所日数が24日であるため、1日欠席した場合は【通常の利用料(保育料) × 23 ÷ 25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料(保育料) × 24 ÷ 25】とはならず、日割り対応の対象外となります。

普段登園していない曜日(例：土曜日など)でも、実際に登園しなかった場合は、利用料(保育料)が減額されます。(登園しなかった理由は問いません。)

● **令和3年8月20日～9月30日(緊急事態宣言終了まで)以外の期間について**

今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた開所日数分の利用料(保育料)が発生します(原則日割りしません)。※ただし、休園や個別の登園自粛要請(新型コロナウイルスに罹患など)があった場合については、該当期間の登園しなかった日数分、日割り対象日数としてカウントします。

2 日割り対応の流れ(予定)

		8月	9月	10月	11月	12月	1月
8月分	市				契約児童情報変更票による利用料(保育料)の確定	差額分の給付※	
	施設	通常の利用料(保育料)徴収	登園日数確認			保護者へ差額返還	
		8月	9月	10月	11月	12月	1月
9月分	市					契約児童情報変更票による利用料(保育料)の確定	差額分の給付※
	施設		通常の利用料(保育料)徴収	登園日数確認			保護者へ差額返還

※「差額分の給付」については、以下のスケジュールで過誤再請求をお願いいたします。

8月分：11月エラーフロー(データ受付期間：11月11日～22日 振込予定日：12月13日)

9月分：1月早期フロー(データ受付期間：12月10日～1月5日 振込予定日：1月24日)

3 保護者の皆様が行う手続

- 登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

裏面：【認可保育所】

(参考)利用料の日割り対応例

利用料の日割り対応例について説明します。

登園日数確認リストに記載していただく登園した日数については、実際に登園した日数をご記載ください。

前提：通常の利用料を 55,000 円とします。

<例1>令和3年8月分

令和3年8月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

○…登園した日
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

登園日数 = 18日

<内訳>

8月1日～19日 … 15日【◇】

(登園の有無に関わらず開所日をカウント。)

8月20日～31日 … 3日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 18 \text{ 日} \div 25 = 39,600 \text{ 円}$$

返還額

$$55,000 \text{ 円} - 39,600 \text{ 円} = 15,400 \text{ 円}$$

<例2>令和3年9月分

令和3年9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

○…登園した日
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

9月1日から11日まで登園自粛していたが、9月13日から月～金曜日の間毎日登園した場合。

登園日数=12日

<内訳>

9月1日～30日 … 12日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 日} \div 25 = 26,400 \text{ 円}$$

返還額

$$55,000 \text{ 円} - 26,400 \text{ 円} = 28,600 \text{ 円}$$

令和3年9月の開所日数は24日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）

※令和3年8月20日～令和3年9月30日以外の期間で新型コロナウイルス感染症による休園・児童の罹患等があった場合は登園していない日数分減額します。